

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 9 日

申請者 氏名又は名称 ユウケンガイシャ コ サ ケン セツ
有限会社 小佐建設

住所 奈良市南庄町795

代表者氏名 ダイホウリシマヤク コ サ 浩 シ
代表取締役 小佐浩司

電話番号 0742-95-0077

FAX番号 0742-95-0077

メールアドレス k-com@kcn.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	レ	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 有限会社 小佐建設
住 所 奈良市南庄町795番地
代表者氏名 代表取締役 小佐浩司

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ユウゲンガイシャ コサケンセツ 有限会社 小佐建設		
住 所	奈良市南庄町795番地		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク コサヒロシ 代表取締役 小佐浩司		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の氏名		代表取締役 小佐浩司 取締役 小佐壽美子	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 9 月 9 日

申請者

氏名又は名称	有限会社 小佐建設
住 所	奈良市南庄町795番地
代表者氏名	代表取締役 小佐浩司

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良市南庄町795番地
有限会社小佐建設

会社法人等番号	1500-02-000028	
商号	有限会社小佐建設	
本店	奈良市南庄町795番地	
公告をする方法	官報に掲載してする	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
会社成立の年月日	平成11年6月16日	
目的	1、土木並びに建築工事の設計、施工及び請負 2、給水装置工事並びに管工事の設計、施工及び請負 3、造園工事の設計、施工及び請負 4、電気工事の設計、施工及び請負 5、鋼構造物工事の設計、施工及び請負 6、舗装工事の設計、施工及び請負 7、不動産の売買・賃貸管理及び仲介 8、上記に附帯する一切の事業 平成15年3月31日変更 平成15年4月7日登記	
発行可能株式総数	120株	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 120株	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
資本金の額	金600万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記

奈良市南庄町795番地
有限会社小佐建設

役員に関する事項	奈良市青山一丁目1番地10-102号 取締役 小佐浩司	
	奈良市南庄町795番地 取締役 小佐浩司	平成26年 7月10日住所 移転
		平成26年 7月16日登記
	奈良市南庄町795番地 取締役 小佐壽美子	平成26年 7月16日就任
		平成26年 7月16日登記
	代表取締役 小佐浩司	平成26年 7月16日就任
		平成26年 7月16日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月25日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3年 9月 8日

奈良地方法務局
登記官

南 英 樹

